



2026 年 7 月 30 日(木)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

少額輸入貨物の免税制度

「1 万円以下は免税」が終わります

安さの裏に、免税あり

海外の通販サイトを使ったことがある方なら、一度は首をかしげたことがあるのではないのでしょうか。国内では千円以上するような輸入品が、送料込みの数百円で届く。品質や人件費の差だけでは説明しきれない安さの正体、実は「関税や消費税がかかっていなかった」という部分が大きいのです。

「1 万円の壁」が税金を止めていた

現行の制度では、海外から届く荷物のうち課税価格の合計額が 1 万円以下のものは、関税も消費税もまとめて免除されます。1,000 円の T シャツが海外サイトから届いても、税金はゼロ。一方、国内の小売店が同じ輸入品を仕入れて販売すれば、消費税がしっかりかかります。「海外から消費者が輸入品を購入すると無税、国内の店舗には課税」という、少し不公平な状態が長く続いてきたわけです。財務省の資料によれば、令和 6 年の少額貨物の輸入許可件数は約 1 億 7,000 万件にのぼり、全輸入件数の約 9 割を占めています。

2028 年 4 月、壁が取り払われます

令和 8 年度税制改正大綱で、この免税の取扱いが見直されることになりました。海外の通販サイト経由で届く 1 万円以下の輸入品も、新たに消費税の課税対象に加わり

ます。施行は令和 10 年 (2028 年) 4 月 1 日から。これまで「免税」というアドバンテージで割安感を出せていた海外サイトの輸入品に、いよいよ消費税が乗ってくる形です。納税の請求書は、市場の運営者へ

「消費税を課税するといっても、海外の会社から取り立てるのは難しいのでは？」と思われる方も多いでしょう。今回の改正では、売場を運営している大手サイト事業者に消費税の納税義務を課す仕組みも同時に導入されます。

商品を買った海外の業者ではなく、その市場を運営する会社に払わせる、という発想です。EU や英国、オーストラリアですでに導入済みで、日本もこの国際的な流れに追随する形となります。

国内の店舗に、ようやく同じ土俵が

施行まではまだ約 2 年あります。とはいえ、長年「不公平な競争」を強いられてきた国内の中小事業者にとっては、価格面での差が縮まる追い風になるかもしれません。仕入先の再検討や価格戦略の見直しを、今から少しずつ準備しておく価値はあるでしょう。

海外からの輸入品にも、同じルールで商売を行える日が、2 年後に来ます。

